

2012年12月20日

日 本 銀 行

「米ドル資金供給オペレーション基本要領」等の一部改正について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、最近における国際短期金融市場の状況と、これが円の金融市場の流動性に及ぼし得る影響に鑑み、金融調節の円滑化を図るとともに、金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資するため、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

記

1. 「米ドル資金供給オペレーション基本要領」（平成22年5月10日決定）を別紙1のとおり一部改正すること。
2. 「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成22年5月10日決定）を別紙2のとおり一部改正すること。
3. 「ニューヨーク連邦準備銀行との間の為替スワップ取極要綱」（平成22年5月10日決定）を別紙3のとおり一部改正すること。
4. 「ニューヨーク連邦準備銀行との間の円資金提供のための為替スワップ取極要綱」（平成23年12月21日決定）を別紙4のとおり一部改正すること。
5. 「カナダドル資金供給オペレーション基本要領」（平成23年12月21日決定）を別紙5のとおり一部改正すること。
6. 「カナダドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成23年12月21日決定）を別紙6のとおり一部改正すること。

と。

7. 「カナダ銀行との間の為替スワップ取極要綱」（平成23年12月21日決定）を別紙7のとおり一部改正すること。
8. 「カナダ銀行との間の円資金提供のための為替スワップ取極要綱」（平成23年12月21日決定）を別紙8のとおり一部改正すること。
9. 「英ポンド資金供給オペレーション基本要領」（平成23年12月21日決定）を別紙9のとおり一部改正すること。
10. 「英ポンド資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成23年12月21日決定）を別紙10のとおり一部改正すること。
11. 「イングランド銀行との間の為替スワップ取極要綱」（平成23年12月21日決定）を別紙11のとおり一部改正すること。
12. 「イングランド銀行との間の円資金提供のための為替スワップ取極要綱」（平成23年12月21日決定）を別紙12のとおり一部改正すること。
13. 「ユーロ資金供給オペレーション基本要領」（平成23年12月21日決定）を別紙13のとおり一部改正すること。
14. 「ユーロ資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成23年12月21日決定）を別紙14のとおり一部改正すること。
15. 「欧州中央銀行との間の為替スワップ取極要綱」（平成23年12月21日決定）を別紙15のとおり一部改正すること。
16. 「欧州中央銀行との間の円資金提供のための為替スワップ取極要綱」（平成23年12月21日決定）を別紙16のとおり一部改正すること。
17. 「スイスフラン資金供給オペレーション基本要領」（平成23年12月21日決定）を別紙17のとおり一部改正すること。
18. 「スイスフラン資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基

本要領」(平成23年12月21日決定)を別紙18のとおり一部改正すること。

19. 「スイス国民銀行との間の為替スワップ取極要綱」(平成23年12月21日決定)を別紙19のとおり一部改正すること。

20. 「スイス国民銀行との間の円資金提供のための為替スワップ取極要綱」(平成23年12月21日決定)を別紙20のとおり一部改正すること。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 菅 野 (03-3277-2800)

福 田 (03-3277-3768)

金 融 市 場 局 正 木 (03-3277-1234)

蒲 地 (03-3277-1272)

「米ドル資金供給オペレーション基本要領」 中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~25~~26年2月1日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」中
一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~25~~26年2月1日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。

「ニューヨーク連邦準備銀行との間の為替スワップ取極要綱」中
一部改正

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成~~25~~26年2月1日

「ニューヨーク連邦準備銀行との間の円資金提供のための為替
スワップ取極要綱」 中一部改正

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成~~25~~26年2月1日

「カナダドル資金供給オペレーション基本要領」 中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~25~~26年2月1日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

「カナダドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」中
一部改正

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~25~~26年2月1日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。

「カナダ銀行との間の為替スワップ取極要綱」 中一部改正

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成~~25~~26年2月1日

「カナダ銀行との間の円資金提供のための為替スワップ取極要綱」中
一部改正

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成~~25~~26年2月1日

「英ポンド資金供給オペレーション基本要領」 中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~25~~26年2月1日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

「英ポンド資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」中
一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~25~~26年2月1日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。

「イングランド銀行との間の為替スワップ取極要綱」 中一部改正

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成~~25~~26年2月1日

「イングランド銀行との間の円資金提供のための為替スワップ取極要綱」中
一部改正

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成~~25~~26年2月1日

「ユーロ資金供給オペレーション基本要領」 中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~25~~26年2月1日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

「ユーロ資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」中
一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~25~~26年2月1日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。

「欧州中央銀行との間の為替スワップ取極要綱」 中一部改正

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成~~25~~26年2月1日

「欧州中央銀行との間の円資金提供のための為替スワップ取極要綱」中
一部改正

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成~~25~~26年2月1日

「スイスフラン資金供給オペレーション基本要領」 中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~25~~26年2月1日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

「スイスフラン資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定
基本要領」 中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~25~~26年2月1日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。

「スイス国民銀行との間の為替スワップ取極要綱」 中一部改正

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成~~25~~26年2月1日

「スイス国民銀行との間の円資金提供のための為替スワップ取極要綱」中
一部改正

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成~~25~~26年2月1日